

シャフハウゼン州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自措置について

【ポイント】

● 10月13日、シャフハウゼン州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自措置を実施すると発表

【本文】

10月13日、シャフハウゼン州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自措置を実施すると発表しました。

1 マスク着用義務

シャフハウゼン州内の店舗、ショッピングセンター及び市場の屋内において、マスクの着用が義務付けられます。

2 適用除外

- (1) 12歳未満の子供
- (2) 特別な（特に医療上の）理由でマスクを着用できない人
- (3) 物理的な仕切りによって感染防護措置が実施されている場合

3 適用期間

2020年10月16日(金)06:00から11月29日(日)24:00まで

シャフハウゼン州政府は、新型コロナウイルス感染症のまん延状況によっては、更なる措置（特に公に立ち入り可能な全ての屋内及びイベントにおけるマスク着用義務）の可能性も検討すると発表しており、スイス連邦内務省保健庁の勧告並びに衛生ルール及び行動規則を遵守するよう呼びかけています。

○シャフハウゼン州発表（ドイツ語のみ）

<https://sh.ch/CMS/Webseite/Kanton-Schaffhausen/Beh-rde/Regierung/Staatskanzlei-6553343-DE.html>

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

（メール配信停止手続き）

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合
帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>